

安心救急ネット京都に関する要領

(制 定 平成29年3月31日発消救第57号)

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市内の事業所、団体及び個人（以下「事業所等」という。）における自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置促進及び応急手当の普及啓発等を推進するためのネットワークである安心救急ネット京都（以下「救急ネット」という。）が実施する事業のうち、京都市消防局（以下「消防局」という。）において実施する事業について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、京都市消防局応急手当の講習に関する要綱において使用する用語の例による。

(消防局事業)

第3条 消防局は、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 救急ネットの登録及び普及促進に関すること。
- (2) AEDマップの登録及び普及促進に関すること。
- (3) 標章の交付に関すること。

2 消防局長（以下「局長」という。）、消防署長及び消防分署長は、前項に規定する事業を推進するため、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 京都市内の事業所等におけるAEDの設置促進に関すること。
- (2) 事業所等における応急手当の普及啓発の促進に関すること。
- (3) 事業所等における救急事故防止の啓発に関すること。

第4条 局長は、次の各号のいずれかに該当する事業所等を、救急ネットの会員として登録することができる。

- (1) 従業員等が、応急手当普及員に認定されている事業所等
- (2) 従業員等が、普通救命講習又は上級救命講習を年1回以上受講している事業所等
- (3) 従業員等の20%以上の者が、普通救命講習又は上級救命講習を修了している事業所等
- (4) AEDを設置している事業所等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、局長が必要と認める事業所等

(救急ネットの登録申請)

第5条 局長は、救急ネットに登録を希望する前条の規定に該当する事業所等の代表者に、安心救急ネット京都登録（変更）申請書（第1号様式）を提出させるものとする。

2 局長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、安心救急ネット京都登録通知書（第2号様式）により、当該代表者に通知するものとする。

(登録の変更等)

第6条 局長は、救急ネットに登録した事業所等（以下「救急ネット登録事業所」という。）の登録した内容に変更がある場合は、前条第1項に規定する申請書を当該代表者に提出させるものとする。

2 局長は、救急ネット登録事業所が、第4条の規定に該当しなくなった場合は、安心救急ネット京都登録取消届（第3号様式）を当該代表者に提出させるものとする。

（救急ネットの登録管理）

第7条 局長は、安心救急ネット京都登録管理表（第4号様式）により、適正に登録等の状況を管理する。

（AEDマップの登録要件）

第8条 局長は、次の各号のいずれにも該当する事業所等を、AEDマップに登録することができる。

(1) 京都市内にAEDを設置していること。

(2) 京都市民、観光旅行者その他の滞在者がAEDを使用しようとする場合に、速やかにAEDを提供することができること。

(3) AEDを設置している建物の出入口、AEDの設置場所その他の人目に触れやすい場所に第12条第2項に規定する標章を掲出することができること。

（AEDマップの登録申請）

第9条 局長は、AEDマップに登録を希望する前条の規定に該当する事業所等の代表者に、AEDマップ登録（変更）申請書（第5号様式）を提出させるものとする。

2 局長は、前項に規定する申請者の提出があった場合は、その内容を確認したうえ、AEDマップに登録するものとする。

（AEDマップの登録変更及び取消し）

第10条 局長は、AEDマップに登録した事業所等（以下「AEDマップ登録事業所」という。）の登録した内容に変更がある場合は、前条第1項に規定する申請書を当該代表者に提出させるものとする。

2 局長は、AEDマップ登録事業所が、第8条の規定に該当しなくなった場合は、掲示している第12条第2項に規定する標章を取り外すとともに、AEDマップ登録取消届（第6号様式）を当該代表者に提出させるものとする。

（AEDマップの登録管理）

第11条 局長は、AEDマップ登録管理表（第7号様式）により、適正にAEDマップの登録等の状況を管理する。

（標章の交付）

第12条 局長は、救急ネット登録事業所に対し、安心救急ネット標章（第8号様式）を交付する。

2 局長は、AEDマップ登録事業所に対し、AEDマーク（第9号様式）を交付する。

3 局長は、必要があると認める公的機関その他の関係団体等に対し、標章を交付すること

ができる。

(標章の再交付)

第13条 局長は、救急ネット登録事業所又はAEDマップ登録事業所の代表者から、標章再交付申請書(第10号様式)の提出があった場合は、その内容を確認したうえ、当該標章を再交付することが適当と認めるときは、標章再交付通知書(第11号様式)により、当該代表者に通知するとともに、当該標章を再交付する。

第14条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条及び第6条関係）

安心救急ネット京都登録（変更）申請書

(宛 先) 京 都 市 消 防 局 長	年 月 日
事業所等の名称及び所在地	事業所等の代表者の氏名
電 話 ー ー	

安心救急ネット京都に関する要領		☐ 第5条第1項 ☐ 第6条第1項	の規定に基づき，安心救急ネット
京都への	☐ 登録を申請します。 ☐ 登録内容を変更します。		
☐ 応 急 手 当 普 及 員 認 定 者			名
☐ 普通救命講習又は上級救命講習の定期受講			回／年
☐ 普通救命講習又は上級救命講習の修了者数		名／	名中
☐ A E D の 設 置 台 数			台
☐ そ の 他			
安心救急ネット京都の標章の種別		☐ 標準型 ☐ 大型 ☐ プレート型	
担 当 者	職 及 び 氏 名		
	連 絡 先 T E L ・ F A X		
	メ ー ル ア ド レ ス		

注1 該当する□には，レ印を記入してください。

2 記入していただいたメールアドレス等に、安心救急ネット京都から情報を送らせていただくことがあります。

第2号様式（第5条関係）

安心救急ネット京都登録通知書

様	年 月 日
	京 都 市 消 防 局 長

年 月 日付で申請のあった安心救急ネット京都への登録について、 安心救急ネット京都に関する要領第5条第2項及び第12条第1項の規定に基づき、安 心救急ネット京都に登録し、安心救急ネット京都標章（ ☐ 標準型 ☐ 大型 ☐ プ レート型）を交付します。	
登 録 番 号	第 号

- 注1 該当する☐には、レ印がしてあります。
- 2 登録を取り消す場合は、速やかに京都市消防局に届け出てください。

第3号様式（第6条関係）

安心救急ネット京都登録取消届

(宛 先) 京 都 市 消 防 局 長	年 月 日
事業所等の名称及び所在地	事業所等の代表者の氏名
電 話 — —	

安心救急ネット京都に関する要領第6条第2項の規定に基づき，安心救急ネット京都の登録の取消しを届け出ます。	
理 由	

注 安心救急ネット京都登録通知書を添付するとともに，標章を返納してください。

第4号様式 (第7条関係)

安心救急ネット京都登録管理表

[illegible]

第5号様式（第9条及び第10条関係）

AEDマップ登録（変更）申請書

(宛 先) 京 都 市 消 防 局 長	年 月 日
事業所等の名称及び所在地	事業所等の代表者の氏名
電 話 ー ー	

安心救急ネット京都に関する要領		☐ 第 9 条 第 1 項 ☐ 第 1 0 条 第 1 項	の規定に基づき、A E D マップへの
☐ 登録を申請します。 ☐ 登録内容を変更します。			
A E D の 設 置 情 報	設 置 場 所		
	使 用 可 能 時 間		
	休 業 日		
	設 置 台 数		
	事業所ホームページ アドレス（U R L）		
A E D マークの種別及び必要枚数		☐ 標 準 型 ☐ 大 型 ☐ 特 大 型 ☐ プレート型	枚 枚 枚 枚
担 当 者	職 及 び 氏 名		
	連 絡 先 T E L ・ F A X		
	メ ー ル ア ド レ ス		
備 考			

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 AEDマークは、AEDの設置台数と同数を交付することができます。

3 記入していただいたメールアドレス等に、京都市消防局から情報を送らせていただくことがあります。

第6号様式（第10条関係）

AEDマップ登録取消届

(宛 先) 京 都 市 消 防 局 長	年 月 日
事業所等の名称及び所在地	事業所等の代表者の氏名
電 話 ー ー	

安心救急ネット京都に関する要領第10条第2項の規定に基づき、AEDマップの登録の取消し届け出ます。

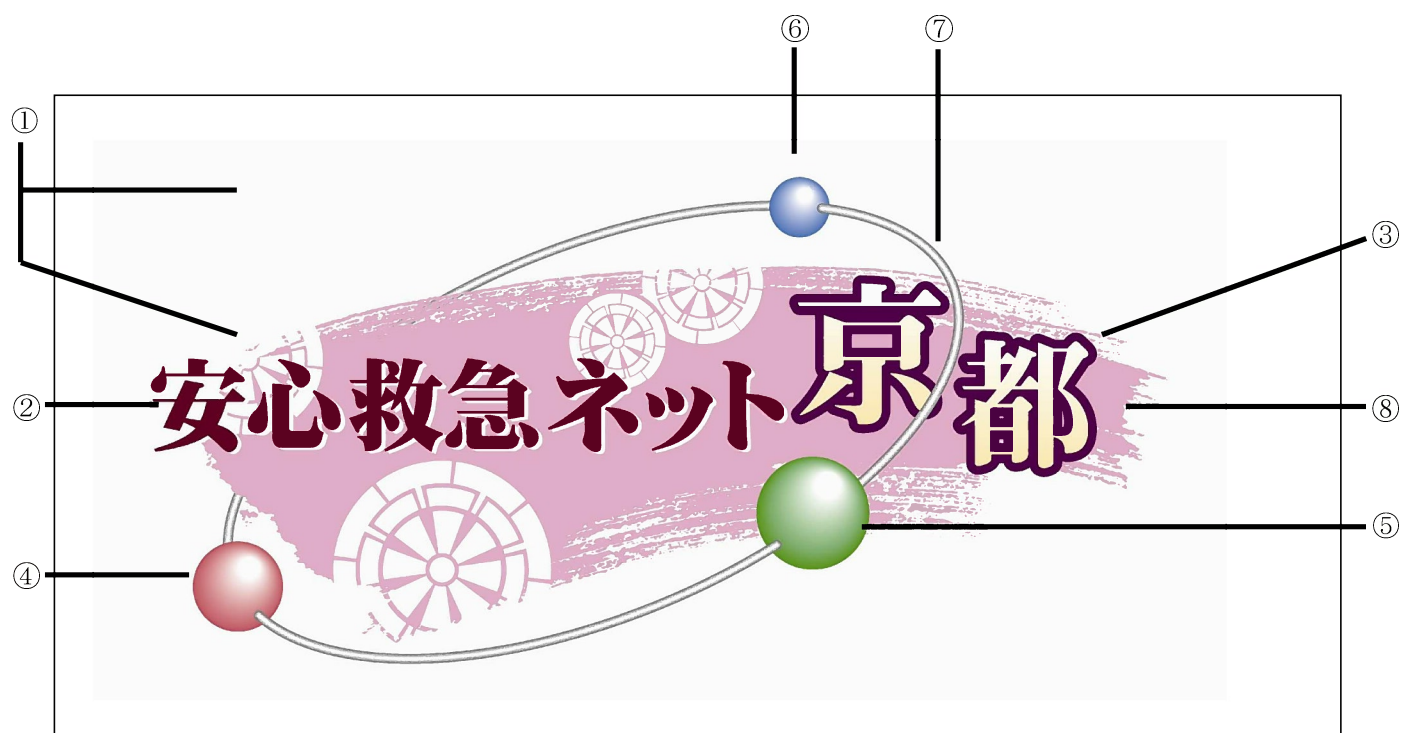
取消理由	
------	--

第7号様式（第11条関係）

AEDマップ登録管理表

[illegible]

第8号様式（第12条関係）



備考1 寸法は、次のいずれかとする。

(1) 標準型 10.5センチメートル×21.0センチメートル

(2) 大型及びプレート型 15.75センチメートル×31.5センチメートル

2 色彩は、次のとおりとする。

(1) 地色及び御所車（①の部分） 白色

(2) 文字：安心救急ネット（②の部分） えんじ色

(3) 文字：京都（③の部分） 黄色で下方に向かって濃くし、縁取りは紫色

(4) 球（④の部分） 赤色で内部の円は白色

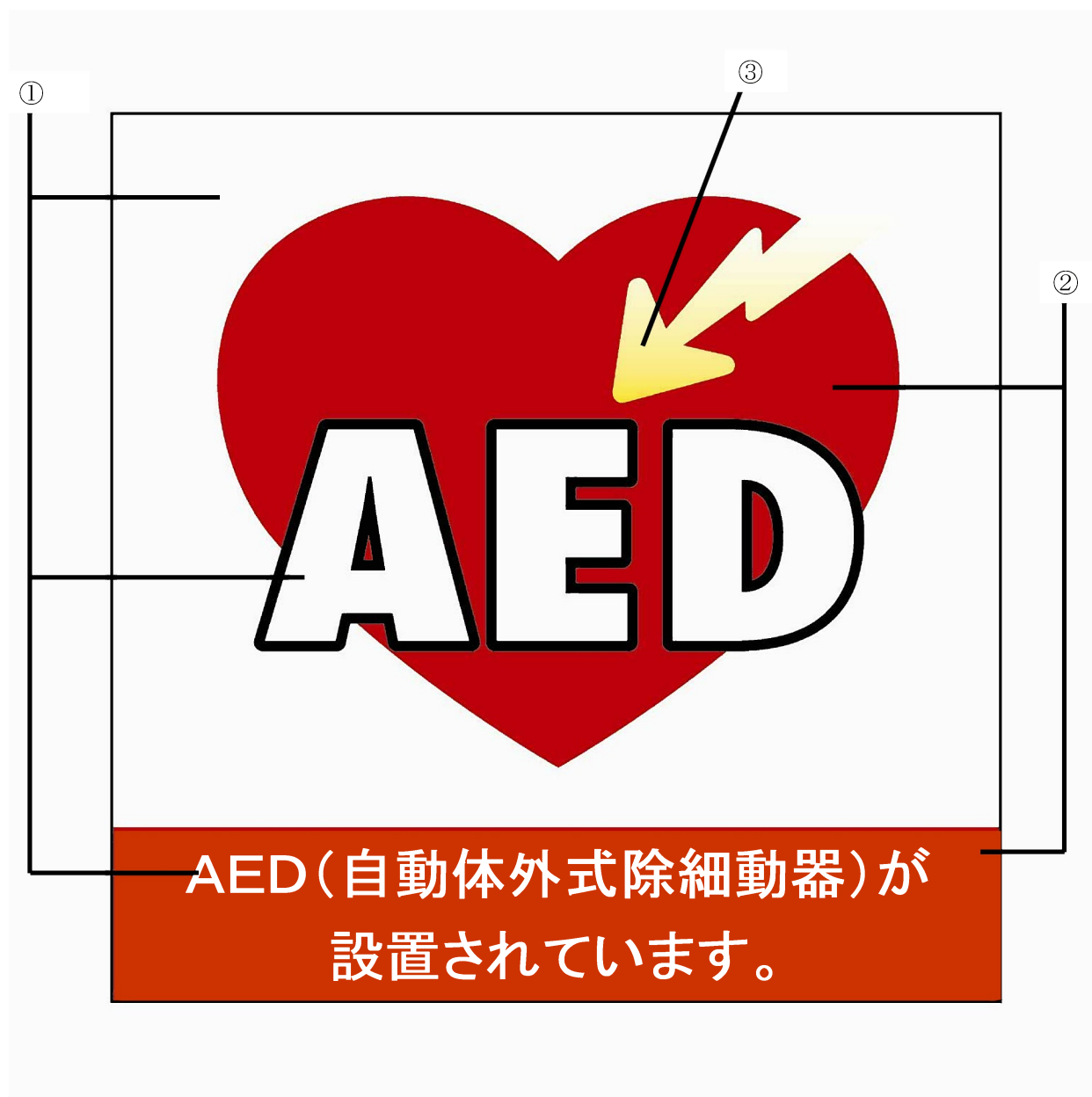
(5) 球（⑤の部分） 緑色で内部の円は白色

(6) 球（⑥の部分） 青色で内部の円は白色

(7) 環状の線（⑦の部分） 灰色

(8) 背景（⑧の部分） うすい紫色

第9号様式（第12条関係）



備考1 寸法は、次のいずれかとする。

- (1) 標準型 10.5センチメートル×10.5センチメートル
- (2) 大型 15.75センチメートル×15.75センチメートル
- (3) 特大型及びプレート型 21.0センチメートル×21.0センチメートル

2 色彩は、次のとおりとする。

- (1) 地色及び文字（①の部分） 白色とし、中央のAEDの文字は、黒色で縁取る。
- (2) ハートマーク及び文字表記部分（②の部分） 赤色
- (3) 矢印（③の部分） 黄色とし、矢印の先端部分に向かって濃くする。

第 1 0 号様式（第 1 3 条関係）

標章再交付申請書

(宛 先) 京 都 市 消 防 局 長	年 月 日
登録事業所の名称及び所在地 電話 — —	登録事業所の代表者の氏名

安心救急ネット京都に関する要領第 1 3 条の規定に基づき，標章の再交付を申請します。			
再 交 付 の 理 由		☐ 亡失 ☐ 汚損 ☐ 破損	
担 当 者	職及び氏名		
	電 話 番 号		
標章の区分，種別及び枚数	安 心 救 急 ネ ッ ト 標 章	☐ 標 準 型 ☐ 大 型 ☐ プレート型	
	A E D マ ー ク	☐ 標 準 型 枚 ☐ 大 型 枚 ☐ 特 大 型 枚 ☐ プレート型 枚	

注 該当する□には，レ印を記入してください。

第 1 1 号様式（第 1 3 条関係）

標章再交付通知書

様	年 月 日
	京 都 市 消 防 局 長

年 月 日付けで申請のあった標章の再交付について，安心救急ネット京都に関する要領第 1 3 条の規定に基づき，以下のとおり標章を再交付します。		
安心救急ネット標章	☐ 標 準 型	
	☐ 大 型	
	☐ プレート型	
A E D マーク	☐ 標 準 型	枚
	☐ 大 型	枚
	☐ 特 大 型	枚
	☐ プレート型	枚

注 該当する□には，レ印がしてあります。